

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう。												
契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
令和7年04月01日	京都市役所内店舗区画に係るプロパティマネジメント業務	17,985,000		18,564,100	行財政局総務部庁舎管理課	株式会社ザイマックス関西	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	有	4	
令和5年12月19日	寺町通（二条通～御池通）電線共同溝新設工事委託	277,537,700	381,643,900	398,443,100	行財政局総務部庁舎管理課	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事				
令和6年08月07日	寺町通（二条通～御池通）連系管路等工事委託	2,937,712		2,637,712	行財政局総務部庁舎管理課	関西電力送配電株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事				
令和7年04月01日	令和7年度市庁舎案内業務委託	10,533,600		10,533,600	行財政局総務部庁舎管理課	アデコ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有			
令和7年09月01日	令和7年度給与制度改正に係るシステム改修について（部分休業）	45,958,000		48,774,000	行財政局総務部総務事務センター	「令和7年度給与制度改正に係るシステム改修について（部分休業）」に係るコンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品				
令和7年10月31日	共済制度改正（子ども子育て拠出金）対応業務（設計・開発・テスト）	63,998,000		63,998,000	行財政局総務部総務事務センター	「共済制度改正（子ども子育て拠出金）対応業務」に係るコンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品				
令和7年12月16日	給与制度改正に係るシステム改修（通勤手当（駐車場等の利用に対する手当の新設））対応業務	14,971,000		14,971,000	行財政局総務部総務事務センター	「給与制度改正に係るシステム改修（通勤手当（駐車場等の利用に対する手当の新設））」に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品				
令和7年12月16日	給与制度改正に係るシステム改修（通勤手当（交通用具に係る職権改定））対応業務	11,497,200		11,497,200	行財政局総務部総務事務センター	「給与制度改正に係るシステム改修（通勤手当（交通用具に係る職権改定））」に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品				
令和7年12月17日	京都市帰宅困難者対策に係る通信契約	5,785,382		5,785,382	行財政局防災危機管理室	ソフトバンク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有			
令和7年11月21日	税標準化に向けた現行システムデータ抽出等業務委託	28,574,810		28,574,810	行財政局税務部税制課	税標準化に向けた現行システムデータ抽出等業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品				
令和7年10月16日	令和8年度当初課税 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書の作成等に係る業務委託	30,880,960		30,880,960	行財政局税務部資産税課	株式会社DNPデータテクノ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有			
令和7年09月25日	令和9基準年度評価替えに係る標準宅地等の鑑定評価に関する業務委託	147,436,421		146,811,236	行財政局税務部資産税課	公益社団法人京都府不動産鑑定士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品				
令和7年11月19日	臨時窓口（各区役所・支所内に設置）における個人市民税・府民税の申告等に伴う業務委託	16,766,860		16,766,860	行財政局市税事務所市民税室市民税第一担当	株式会社マイナビワークス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有			
令和8年01月09日	PCdesk Next改修に伴う税務オンラインシステム改修業務委託	51,578,175		51,578,175	行財政局市税事務所法人諸税室	宿泊税税率改正に伴う税務オンラインシステム改修業務コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品				
令和7年10月28日	令和8年度軽自動車税（種別割）納税通知書印字等業務	9,256,472		9,256,472	行財政局市税事務所軽自動車税事務所	東洋紙業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有			
令和7年12月15日	京都市市税事務所等の受付窓口及び電算データ入力の運営業務委託	169,554,000		169,554,000	行財政局市税事務所軽自動車税事務所	株式会社パソナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市役所内店舗区画に係るプロパティマネジメント業務
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年4月1日
(変更後) 令和8年3月31日
- 4 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区堂島一丁目1番5号
株式会社ザイマックス関西
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 17,985,000円
(変更後) 18,564,100円
- 7 契約内容
市役所西庁舎及び北庁舎の寺町通沿いの1階部分に設置する店舗区画に関し、入居店舗の誘致や交渉、賃貸借業務の代行等の運営管理業務を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
本市とテナントが定期建物賃貸借契約を締結したことに伴い、リーシングに関する報酬額に変更が生じたため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市役所内店舗区画の入居店舗の誘致や交渉、賃貸借業務の代行等の運営管理業務(プロパティマネジメント業務)を事業者に委託するにあたって、市庁舎がより多くの市民等で賑わい、親しまれるよう取り組むと同時に、本市の収入の確保にもつながる持続可能な運営を図るという契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素における公募型プロポー

ザル方式によって契約の相手方を選定する必要があった。

公募型プロポーザル方式により、「京都市役所内店舗区画に係る運營業務受託候補者選定会議」での審査も踏まえ、多様な視点から受託候補者選定の審査を行った結果、株式会社ザイマックス関西が受託候補者として最も相応しいと判断したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
寺町通（二条通～御池通）電線共同溝新設工事委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
（当初）令和５年１２月１９日
（第１回変更）令和７年３月１２日
（第２回変更）令和７年１０月２９日
（第３回変更）令和８年２月２０日
（第４回変更）令和８年３月２６日
- 4 履行期間
（当初）令和５年１２月２０日から令和７年３月１４日まで
（第１回変更）令和５年１２月２０日から令和７年１０月３１日まで
（第２回変更）令和５年１２月２０日から令和８年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区東天満一丁目１番１９号
ＮＴＴインフラネット株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初）２７７，５３７，７００円
（第３回変更）３８１，６４３，９００円
（第４回変更）３９８，４４３，１００円
- 7 契約内容
寺町通（二条通～御池通）無電柱化事業に伴う電線共同溝整備（管路工事、連系管路、連系設備、引込管の敷設工事及び関連土木工事）について委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事箇所は道路幅員が狭小であり、既存の電力及び通信の施設が輻輳して埋設されている。そのため、電線共同溝の新設にあたっては、ＮＴＴから既存枿及び管路の譲渡を受け、電線共同溝本体の一部として活用しなければ、施工することができない。
本工事で通信管路を設置する際、譲渡を受ける既存枿や管路に近接して埋設しなければならず、既存施設に著しい支障を生じさせないためには、既存施設の管理者であるＮＴＴが施工する必要があるため。
また、電力管路についても通信管路と一体的に計画、施工しなければならず、電力管路と通信管路を分割して施工することができないため。

(第1回変更)

本工事着工にあたり、先行する占用物件（ガス管）の移設工事の工程に遅延が発生し、1.5ヶ月の後ろ倒しとなった。

先行する他企業の工事の状況を踏まえ、手戻り防止の観点から本工事に試掘調査を追加し、実施期間に2.0ヶ月を要した。

試掘調査の結果、既存管路（引込管）が支障となっていることや、石垣（豊臣秀吉時代の遺構で寺社の基礎等と思われるもの）やレンガ等の不明構造物が縦断的に埋設されていることが確認された。多くの箇所設計どおりに電線共同溝を設置することが困難であることが判明したため、電線共同溝の修正設計に追加で3.0ヶ月を要し、試掘によって判明した支障となる不明構造物の撤去等に1.0ヶ月を要した。以上の理由により全体で7.5ヶ月の工期の延期を行うものである。

(第2回変更)

本工事着工にあたり、当初は夜間施工（午後9時から翌午前6時まで）を予定していたが、施工時間について沿道住民との協議の結果、午後7時から翌午前2時までに変更することとなった。一方で、工事の施工開始時間を早めたことで、沿道の飲食店等から営業時間帯の通行止めをしないよう申し入れがあり、一部曜日の短縮施工（午後10時から翌午前2時まで）や定休日での作業をすることとなった。以上の理由により、今後の工程において時間的制約を著しく受けることから、全体で5.0か月の工期の延期を行うものである。

(第3回変更)

試掘の結果、石垣やレンガ造の不明構造物等が縦断的に埋設されていることや、既存管路が支障となっていることが確認されたため、不明構造物の撤去、修正設計、電線共同溝のルート変更、支障移設工事等が必要となった。また施工時においては、沿道住民及び店舗からの騒音対策要望に伴い、施工時間を短縮して施工する必要性が生じたほか、家屋調査（近接家屋への得響）・TV共聴線に係る調査（戸数把握）・道路照明灯機能補償工事（フラッグアーム・祭事用仮設電源）の追加の必要が生じた。

(第4回変更)

電線共同溝の管路工における管種の追加・コア削孔・管枕の追加等、出来高に応じて精算の必要な項目の追加を行った。また、一部の管路部では既設の埋設物と干渉し、通常より浅層での埋設を余儀なくされたため、電線管理者と協議のうえ管路の防護材を設置した。

その他、電線管理者による地上機器の設置までの期間、安全な歩行空間を確保するため、地上機器を設置する電力樹の養生を追加で実施したほか、一部工程で施工時間を短縮して施工する期間が増加した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
寺町通（二条通～御池通）連系管路等工事委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
（当初）令和6年8月7日
（第1回変更）令和7年3月12日
（第2回変更）令和7年8月18日
- 4 履行期間
（当初）令和6年8月8日から令和7年3月14日
（第1回変更）令和6年8月8日から令和7年8月29日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町579番地
関西電力送配電株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初）2,937,712円
（第2回変更）2,637,712円
- 7 契約内容
寺町通（二条通～御池通）無電柱化事業のうち、電線管理者である関西電力送配電株式会社（以下「関西電力送配電」という。）の電力柵、管路、電線等の既存設備（以下「既存設備」という。）に接続する連系管路等の敷設工事及びケーブル防護（以下「工事等」という。）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託箇所は、関西電力送配電の既存設備と密接不可分となる部分であり、当該既存設備には供用されている電線が多数入線されているため、他事業者が施工した場合、既存設備を破損させる等により電力供給に著しい支障を生じる恐れがある。既存設備を管理する関西電力送配電が工事等を実施することにより、施工中の不測の事態に迅速かつ臨機な対応が可能となり、本委託箇所周辺における電力の安定的な確保ができるため。
（第1回変更理由）
当初は、別途NTTインフラネット株式会社に委託している電線共同溝工事（以下「別工事」という）と調整しながら、令和6年12月に工事を実施する計画であったが、別工事で生じた修正設計や不明構造物撤去等の影響により別工事の施工（寺町通付近の柵設置や押小路通付近の施工）に遅れが生じ、本工事委託の工程が最大5.5ヶ月程度ずれ込む見込みであることから、5.5ヶ月の工期の延期を行うものである。

(第2回変更理由)

当初計画の管路埋設ルートの変更に伴い、掘削深さ・掘削延長・復旧範囲の変更等により、委託金額の減額となったため

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度市庁舎案内業務委託

2 担当所属名

行財政局総務部庁舎管理課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区大深町4-20 グランフロント大阪タワーA14F
アデコ株式会社

6 契約金額（税込み）

10,533,600円

7 契約内容

令和7年度市庁舎案内業務委託（本庁舎、分庁舎）

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は市役所の顔とも言えるべき性格を有するものであり、市政運営上、片時の停滞も許されない極めて重要な業務であることを十分理解し、親切・丁寧な対応は言うまでもなく、国際的観光都市京都を自覚した上で、受託前における業務習熟のための研修や、習熟するまでの間の十分な態勢の確保など、受託業務を円滑に遂行できるよう、万全の体制で対応しなければならないものである。

したがって、本契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するためには、価格以上に、これら要素を勘案し、契約の相手方を選定する必要があるため、指名型プロポーザル方式により参加資格を満たす業者にヒアリングを実施し、提出資料の分析等多様な視点から審査を行った結果、高品質で誠実な業務の執行が期待できたため。

9 根拠法令

☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度給与制度改正に係るシステム改修について（部分休業）

2 担当所属名

行財政局総務部総務事務センター

3 契約締結日

（当初）令和7年9月1日

（変更後）令和7年12月5日

4 履行期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

「令和7年度給与制度改正に係るシステム改修について（部分休業）」に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

（当初）45,958,000円

（変更後）48,774,000円

7 契約内容

庶務事務システム及び人事給与システムについて、部分休業に係る給与制度改正に対応するため、改修を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

令和7年8月7日付けで議決された「京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」における部分休業制度の改正に対応するために、取得する部分休業を選択し申し出るための機能を庶務事務システムに追加することとしたため。

9 根拠法令

☐ 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

☒ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

庶務事務システム及び人事給与システムは、一部著作権が設計開発を行った日本電気株式会社に帰属しており、本市独自の仕様によるシステムであるため、システムの不正な改ざん等を防止

する目的から非公開としていることから、現在に至るまで同社に保守管理を委託している。また、他コンソーシアムのメンバーであるNECソリューションイノベータ株式会社及び信華信(大連)ソフトウェアサービス股份有限公司について、開発時から当該システムの改修に携わっており、当該システムの仕様を熟知している。したがって、当該システムの改修は、排他的権利を有している日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムしか履行できないため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
共済制度改正（子ども子育て拠出金）対応業務（設計・開発・テスト）
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務事務センター
- 3 契約締結日
令和7年10月31日
- 4 履行期間
令和7年11月1日から令和8年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「共済制度改正（子ども子育て拠出金）対応業務」に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
63,998,000円
- 7 契約内容
人事給与システム及び庶務事務システムにおいて、令和8年度から実施される子ども・子育て支援金に係る保険料の徴収に対応するためのシステム改修に係る設計・開発・テスト等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
人事給与システム及び庶務事務システムは、一部著作権が設計開発を行った日本電気株式会社に帰属している。また、本市独自の仕様によるシステムであるため、システムの不正な改ざん等を防止する目的から非公開としていることから、システムの運用等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを開発し、現在に至るまで保守管理を委託している同社を代表とした上記委託先のみが有しており、他の業者では実施することが不可能であり、契約の相手方が特定されるため。
- 9 根拠法令
☐ 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☒ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

給与制度改正に係るシステム改修（通勤手当（駐車場等の利用に対する手当の新設））対応業務

2 担当所属名

行財政局総務部総務事務センター

3 契約締結日

令和7年12月16日

4 履行期間

令和7年12月17日から令和8年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

「給与制度改正に係るシステム改修（通勤手当（駐車場等の利用に対する手当の新設））」に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

14,971,000円

7 契約内容

人事給与システム及び庶務事務システムについて令和7年9月11日の本市人事委員会勧告を受け、令和8年4月に駐車場等の利用に対する手当を新設することに伴い、システム改修を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

人事給与システム及び庶務事務システムは、一部著作権が設計開発を行った日本電気株式会社に帰属している。また、本市独自の仕様によるシステムであるため、システムの不正な改ざん等を防止する目的から非公開としていることから、システムの運用等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを開発し、現在に至るまで保守管理を委託している同社を代表とした上記委託先のみが有しており、他の業者では実施することが不可能であり、契約の相手方が特定されるため。

9 根拠法令

☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

給与制度改正に係るシステム改修（通勤手当（交通用具に係る職権改定））対応業務

2 担当所属名

行財政局総務部総務事務センター

3 契約締結日

令和7年12月16日

4 履行期間

令和7年12月17日から令和8年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

「給与制度改正に係るシステム改修（通勤手当（交通用具に係る職権改定））」に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

11,497,200円

7 契約内容

人事給与システムについて令和7年9月11日の本市人事委員会勧告を受け、令和8年4月に交通用具使用者に係る手当額を変更することに伴い、職権改定の機能を設けるシステム改修を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

人事給与システムは、一部著作権が設計開発を行った日本電気株式会社に帰属している。また、本市独自の仕様によるシステムであるため、システムの不正な改ざん等を防止する目的から非公開としていることから、システムの運用等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当システムを開発し、現在に至るまで保守管理を委託している同社を代表とした上記委託先のみが有しており、他の業者では実施することが不可能であり、契約の相手方が特定されるため。

9 根拠法令

☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市帰宅困難者対策に係る通信契約

2 担当所属名

行財政局防災危機管理室

3 契約締結日

令和7年12月17日

4 履行期間

令和7年12月17日から令和9年11月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社

6 契約金額（税込み）

5,785,382円

7 契約内容

帰宅困難者対策において、緊急避難広場や一時滞在施設の施設管理者と本市との災害時の通信手段として導入しているスマートフォンに係る通信回線を契約する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本契約は「京都市帰宅困難者対策用スマートフォンのレンタル契約」（令和2年12月17日から令和7年12月16日まで）において調達した機材（スマートフォン）に関する、契約期間満了後の通信回線を新たに契約するものである。

災害時における帰宅困難者対策の協定締結事業者と本市の連絡手段として、当該機材を引き続き無償で活用するには、通信回線契約が必要である。加えて、当該機材の運用に当たっては、情報セキュリティ対策の観点から、MDM（モバイルデバイス管理：スマートフォン集中管理システム）の導入が必須となっている。

電気通信役務の提供を受けるうえで、機材調達、通信回線及びMDMの構築は密接不可分の関係にある。既存の機材の活用及びMDMの機能を損なうことなく本契約の目的を達成するには、契約の相手先が特定され、他者では成し得ないことから、機材調達時の契約の相手方と随意契約を締結する。

9 根拠法令

☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

☐地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
税標準化に向けた現行システムデータ抽出等業務委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和7年11月21日
- 4 履行期間
令和7年11月21日から令和8年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
税標準化に向けた現行システムデータ抽出等業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
28,574,810円
- 7 契約内容
税システムについて、国が策定する標準仕様書に準拠する情報システムへの移行を行う為、現行システムで管理している各種データの抽出分析を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約においてデータ抽出の対象となる税務オンラインシステムは、日本電気株式会社製の大型汎用コンピュータ（ACOS）上で稼働するシステムであることから、税務オンラインシステムからデータを抽出し、データ量等の確認を行うことができるのはACOSに関する詳細な技術情報及びソフトウェアの著作権を有する日本電気株式会社のみである。このため、本業務を委託することができるのは、日本電気株式会社を代表とする当該コンソーシアムの他になく、契約の相手方が特定されるため、随意契約の方法により調達を行う。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和８年度当初課税 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書の作成等に係る業務委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
令和７年１０月１６日
- 4 履行期間
令和７年１０月１７日から令和８年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
埼玉県蕨市錦町四丁目５番１号
株式会社ＤＮＰデータテクノ
- 6 契約金額（税込み）
３０，８８０，９６０円
- 7 契約内容
(1) 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書作成等
(2) 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書サンプル品等作成
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当委託業務は、個人情報への取扱いに係る安全性を確保した上で、約５４万通の固定資産税等納税通知書を短期間で正確かつ確実に作成するとともに、固定資産税の制度等について納税者により分かりやすく伝えるため、デザインを含めた成果物の品質向上を図ることが必要である。契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異が現れるものであることから入札に適さず、事業者の能力、提案を評価するプロポーザル方式により、契約の相手方を選定することが適当であるため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項(地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルを実施し、提案業者を募集したところ２社から参加表明があり、そのうち

評価の高かった株式会社DNPデータテクノを契約の相手方として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和9基準年度評価替えに係る標準宅地等の鑑定評価に関する業務委託

2 担当所属名

行財政局税務部資産税課

3 契約締結日

(当初) 令和7年9月25日

(変更後) 令和8年3月31日

4 履行期間

令和7年9月26日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区間之町通御池下る綿屋町520番地1 京ビル2号館6階

公益社団法人京都府不動産鑑定士協会

6 契約金額(税込み)

(当初) 147,436,421円

(変更後) 146,811,236円

7 契約内容

公益社団法人京都府不動産鑑定士協会(以下「鑑定士協会」という。)に対して、令和9基準年度評価替えに係る標準宅地等について、次に掲げる業務を委託する。

- (1) 地価公示地点又は京都府地価調査地点(以下「公示地点等」という。)と同一地点でない標準宅地の鑑定評価業務
- (2) 公示地点等と同一地点の標準宅地について、標準的な形状の宅地とした場合の価格を求めるための標準化補正業務
- (3) 京都府地価調査地点と同一地点の標準宅地について、令和8年1月1日時点の価格を求めるための時点修正業務
- (4) ゴルフ場用地の価格を求めるための鑑定評価業務
- (5) 田・畑・山林の価格を求めるための意見価格業務

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

- ・地価公示地点又は地価調査地点と同一地点でない標準宅地の鑑定評価業務

(変更前) 2,319地点

(変更後) 2,309地点(－10地点)

令和8年地価公示の動向(価格推移、地点の休止、選定替え等)に伴う標準宅地の増加等を見込み、当初契約では2,319地点を計上していたが、公表後の令和8年地価公示の動向を踏まえると、2,309地点が適正な課税に必要とされる地点数であるため。

- ・地価公示地点又は地価調査地点と同一地点の標準宅地の標準化補正業務

(変更前) 397 地点

(変更後) 391 地点 (－6 地点)

令和 8 年地価公示において、これまで設置されていた複数の地価公示地点が休止され、地価公示地点と同一地点の標準宅地の数が減少したため。

- ・地価調査地点と同一地点の標準宅地の時点修正業務 (地価公示地点との重複を除く)

(変更前) 98 地点

(変更後) 99 地点 (+1 地点)

令和 7 年地価調査の動向を踏まえ、地価調査地点と同一地点にすることが適切な標準宅地の数が増加したため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本業務は、固定資産税 (土地) の算出基礎となる評価額の 3 年に 1 度の見直しのために、本市固定資産税標準宅地において、不動産鑑定士が令和 8 年 1 月 1 日時点の鑑定評価を行うものである。

鑑定評価に際しては、標準宅地ごとの立地状況や前面道路、周辺一帯の環境等を検証する実地調査が必要であり、並行して、法的規制や都市計画の確認等といった書面調査が欠かせない。このため、1 人の不動産鑑定士が鑑定評価を行うことのできる地点数は 70 地点が限度である。約 2,700 地点ある本市標準宅地について、不動産鑑定士 1 人当たり 70 地点の鑑定評価を行う場合、必要人数は概ね 38 人となる (他政令市においても、不動産鑑定士 1 人当たり概ね 70 地点の鑑定評価を行っている。)。

また、鑑定評価価格の決定には、公的土地評価 (地価公示、都道府県地価調査、相続税評価) との均衡及び標準宅地相互間の鑑定評価価格の均衡を総合的に考慮することとされていることから、本市のみならず隣接市を含めた調整が必要である。調整には不動産鑑定に関する高度の専門知識と、固定資産評価に関する知識に精通する者が当たる必要があり、同時に、京都市域の地勢を熟知し、土地の取引状況や地価公示地等の価格動向を把握する、事業所の所在地等が京都市内である不動産鑑定士が不可欠である。

本業務は、上記のとおり、事業所の所在地等が京都市内である不動産鑑定士を概ね 38 人動員する必要がある。鑑定士協会は、数十の事業者が所属しており、所在地が京都市内である事業者が擁する不動産鑑定士はあわせて 60 人を超えるため、要件を満たすことができる。

また、本市競争入札有資格者名簿において、事業所の所在地が京都市内であり、本業務を受託し得る不動産鑑定の事業者は鑑定士協会を除いて 12 あるが、いずれの事業者も擁する不動産鑑定士は数人足らずであり、単独で本業務の必要人数を動員することはできない。12 の事業者が共同事業体を構成した場合でも、不動産鑑定士はあわせて 25 人のため、同じく必要人数を動員することはできない。

以上のことから、現状において本業務を履行できる者が鑑定士協会のほかにないため、鑑定士協会と随意契約を締結する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
臨時窓口（各区役所・支所内に設置）における個人市民税・府民税の申告等に伴う業務委託
- 2 担当所属名
行財政局市税事務所市民税室市民税第一担当
- 3 契約締結日
令和7年11月19日
- 4 履行期間
令和7年11月20日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8 京都三井ビルディング4階
株式会社マイナビワークス
- 6 契約金額（税込み）
16,766,860円
- 7 契約内容
各区役所・支所内に設置する臨時窓口における以下の業務
①個人市民税・府民税申告書の受付（記入補助を含む）・点検
②来庁者が記載した確定申告書の仮收受
③用件に応じた窓口の案内等、来庁者への対応
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
多数の来庁者が見込まれる窓口で円滑に上記7の業務を実施するため、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定することとし、公募型プロポーザル方式による企画選定を実施した。複数の事業者から企画提案書の提出があったが、評価点が最も高く、本業務を適切に履行する能力を有すると認められた事業者を契約の相手方として選定し、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
P C d e s k N e x t 改修に伴う税務オンラインシステム改修業務委託
- 2 担当所属名
行財政局市税事務所法人諸税室
- 3 契約締結日
令和 8 年 1 月 9 日
- 4 履行期間
令和 8 年 1 月 9 日から同年 3 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
宿泊税税率改正に伴う税務オンラインシステム改修業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5 1, 5 7 8, 1 7 5 円
- 7 契約内容
P C d e s k N e x t 改修に伴う税務オンラインシステム改修業務（システム開発）委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
日本電気株式会社とその関連会社（以下、「当該業者等」という。）が、本システムの開発業者であり、現状、本システムの保守を実施しているのが当該業者等であり、システム改修及びそのトラブルにも対応できる唯一の業者である。このことから、日本電気株式会社を代表とする当該コンソーシアムでなければ、システム全体の稼働保証が得られないため、当該コンソーシアムを契約の相手方として随意契約の方法により契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
☐ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号）
☒ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 1 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和８年度軽自動車税（種別割）納税通知書印字等業務
- 2 担当所属名
行財政局 市税事務所 軽自動車税事務所
- 3 契約締結日
令和７年１０月２８日
- 4 履行期間
契約締結日の翌日から令和８年５月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市浪速区芦原１丁目３番１８号
東洋紙業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
９，２５６，４７２円
- 7 契約内容
令和８年度軽自動車税納税通知書の印字、封筒・チラシの作成、封入封緘等の業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は極めて重要な個人情報を取り扱うものであることから、印字誤りや誤封入、発送の遅滞、個人情報漏洩などの不適切な事態が生じないよう、短期間で効率的かつ安定的に行う必要がある。
また、同封チラシについては、課税内容等の理解が容易で、見やすいデザインが求められる。
このため、価格以外の要素（コンプライアンスの徹底、技術・デザイン、類似業務の実績等）により契約業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定することが適当である。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市市税事務所等の受付窓口及び電算データ入力の運營業務委託
- 2 担当所属名
行財政局 市税事務所 軽自動車税事務所
- 3 契約締結日
令和7年12月15日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和8年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691番地
株式会社パソナ
- 6 契約金額（税込み）
169,554,000円
- 7 契約内容
軽自動車税の受付窓口及び電算データ入力、市税の証明書交付等の業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、納税情報という重要な個人情報を取り扱うという業務の性格上、地方税法等課税制度（税制改正を含む。）に精通するとともに、高度なコンプライアンス意識を保持し、確かな信頼性及び正確性が求められる。
したがって事業者の選定は、要員体制や業務の運営方法等の提案内容を審査する公募型プロポーザル方式により実施し、随意契約により契約の相手方を選定した。
- 9 根拠法令
☒地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり